

市民の皆様へ

4月16日、政府から新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発出され、茨城県は其中でも重点的な対策が必要となる「特定警戒都道府県」に指定されました。

市民の皆様には、不安やストレスを抱えながらお過ごしのことと思います。また、学校が休校となり、子供達やそのご家族にご負担をおかけしております。

そのような中、医療機関の方々をはじめ、感染症の拡大防止にご協力くださっている全ての皆様に対して、心から感謝申し上げます。

本市では、市民の皆様の安全を第一に、広報きたいばらきやお知らせ回覧、防災無線、ホームページ等による情報提供をはじめ、学校の休校、公共施設の休館、65歳以上の一人暮らしの方へマスクを配布するなど、市として行える対策をしておりますが、この感染を終息させるために、私から次の6点を強くお願いします。

- 1 医療機関への通院、医薬品、食料品の買い出しなどを除き、不要不急の外出を控えてください。特に、ゴールデンウィーク中の旅行などは避けてください。
- 2 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など、人との交わりを減らしてください。
- 3 「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の3つの「密」を避けてください。
- 4 感染の拡大につながる恐れのある催し物（イベント）開催は控えてください。
- 5 こまめな手洗いと咳エチケットを徹底してください。
- 6 発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に相談してください。
新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、日立保健所「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。（TEL0294-22-4188）

これらの行動が、自分の命、家族の命、学校や職場、地域の皆様の命を守ることにつながります。

市民の皆様、力を合わせてこの緊急事態を乗り越えてまいりましょう。何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年4月17日

北茨城市長 豊田 稔